

承前

金澤	福井	富山	大津	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山
小金地	小敦	武野	福生	地彦	太根	彦根	地彦	玉高	津山	岡山	津山	地彦	後龍	龍野	龍野	龍野	龍野	龍野	龍野	龍野
松澤	濱賀	野生	井	岡根	津根	彦根	地彦	玉高	津山	岡山	津山	地彦	後龍	龍野	龍野	龍野	龍野	龍野	龍野	龍野
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區

三四一

承前

神戶	奈良	大阪	京都	廳
神戶	奈良	大阪	京都	廳
神戶	奈良	大阪	京都	廳
神戶	奈良	大阪	京都	廳
神戶	奈良	大阪	京都	廳

三四〇

松江	山口	廣島	尾道	三原	福山	尾道	廣島	三原	尾道												
濱田	今市	水次	松江	西郷	濱田	地	萩	岩國	赤間	徳山	山口	赤間	地	庄	三原	福山	尾道	廣島	三原	尾道	
区	区	区	区	部	部	方	区	区	区	区	部	部	方	区	区	区	区	区	区	部	部
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松
地	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

前 承

鹿兒島區	鹿屋區	水列區	大山區	地延支	密崎區	飯肥區	都城區	延岡區	高千穂區	那覇區	八重山區	宮古區	以上長崎縣新設管內ノ合計	地延支	古川支	石卷支	仙臺區	古川區	大原區	石巻區	
15	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	1	1	1	1	1	1	1
15	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	1	1	1	1	1	1	1

大分廳	中津區	津久井區	杵築區	竹田區	佐伯區	大分區	熊本區	御船區	宮地嶺區	山鹿區	高瀬區	天草區	天草區	天草區	天草區	天草區	天草區	天草區	天草區	天草區	天草區	
刑部省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

本 部

高松	高知	徳島	和歌山	富山
九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富
九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富
九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富	九高北地中須安高申地川勝徳勝地新由和由地杉富富

1211

前 承

大津	金澤	福井	麻	大津	名
高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	名
高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	名
高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	高地輪七小金地小教大武福地彦大彦地玉	名

一六〇

計 小 ノ 前

ス 對 二 民 人 吏 官

ス 對 二 產 財 吏 官

傷 刺 打 毆

傷 殺 火 過

ス 關 二 殺 自

ス 關 二 強 盜 人 二 種

追 脅

胎 墮

ス 關 二 者 採 老 及 者 幼

ス 關 二 誘 取 略 者 幼

婚 重 淫 姦 殺 殺

毀 辯 及 告 誣

ス 對 二 母 及 母 交 關

盜 竊

ス 關 二 物 屋 物 失 遺

ス 關 二 散 分 家

斯 關 二 物 賊

火 失 火 放

水 決

ス 關 二 物 屋 物 失 遺

ス 關 二 誘 取 略 者 幼

婚 重 淫 姦 殺 殺

毀 辯 及 告 誣

ス 對 二 母 及 母 交 關

盜 竊

ス 關 二 物 屋 物 失 遺

ス 關 二 散 分 家

斯 關 二 物 賊

火 失 火 放

水 決

ス 關 二 物 屋 物 失 遺

ス 關 二 誘 取 略 者 幼

婚 重 淫 姦 殺 殺

毀 辯 及 告 誣

ス 對 二 母 及 母 交 關

盜 竊

ス 關 二 物 屋 物 失 遺

ス 關 二 散 分 家

斯 關 二 物 賊

火 失 火 放

水 決

計 合

大分	津	小	福	島	唐	伊	地	久	小	福	飯	柳	小	行	地	中	豆	大	佐	橋	梓	
津	津	倉	塚	岡	里	萬	支	支	支	岡	塚	河	倉	事	津	津	津	大	橋	橋	梓	
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
110	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	
計	合																					

廳
名

罪
名

計 小 前
 大 小 官 財 官
 大 財 官
 大 財 官
 傷 刺 打 毆
 傷 殺 失 過
 大 關 二 殺 自
 大 關 二 殺 自
 迫 會
 胎 墮
 大 關 二 殺 自
 大 關 二 殺 自
 婚 重 淫 姦 褻 猥
 毆 打 及 告 誣
 大 對 二 母 父 祖
 盜 竊
 大 關 二 散 分 資 家
 大 關 二 散 分 資 家
 火 失 火 放
 水 決
 大 關 二 殺 自
 大 關 二 殺 自
 大 關 二 殺 自
 大 關 二 殺 自

官	鹿	大	水	鹿	鹿	大	地	人	天	高	山	宮	御	熊	八	地	豆	王	中		
崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	
肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
110	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
計	合																				

盛岡	山形										福島	白河										
福	遠	花	盛	磐	地	鶴	酒	長	末	新	山	鶴	米	地	若	采	白	沖	福	若	平	白
岡	野	卷	岡	井	吉	岡	田	井	澤	庄	形	岡	澤	曲	松	鶴	河	村	島	松	支	支
區	區	區	區	部	方	區	區	區	區	區	區	部	部	方	區	區	區	區	區	部	部	部

那覇																		廳	
地	氣	登	石	大	古	仙	石	古	地	宮	八	那	地	高	延	都			
那	仙	米	卷	河	川	臺	卷	川	地	古	重	那	高	千	岡	城			
那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	那	

表九十二第款一第部二第
輕減量酌及首自恕宥ルス對ニ

罪名	宥恕		酌減		自首	
	輕	重	輕	重	輕	重
未決囚因逃走ス	男	男	男	男	男	男
犯罪人ナルコトヲ知テ藏匿シ及隠避ス	男	男	男	男	男	男
官吏ヲ殴打傷メス	男	男	男	男	男	男
官吏ヲ侮辱ス	男	男	男	男	男	男
他人ノ罪ヲ免カレシメテ隠蔽ス	男	男	男	男	男	男
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破毀物ヲ製造シ或ハ販賣ス	男	男	男	男	男	男
銃砲彈藥及其他破毀物ヲ所持ス	男	男	男	男	男	男
道路橋樑河港堤岸ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス	男	男	男	男	男	男
高計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス	男	男	男	男	男	男
其間故ナシテ人ノ住居ニ侵入シ或ハ人ノ看守スル建造物ニ侵入ス	男	男	男	男	男	男
夜間故ナシテ人ノ住居ニ侵入シ或ハ人ノ看守スル建造物ニ侵入ス	男	男	男	男	男	男
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス	男	男	男	男	男	男
貨幣ヲ收受スル後偽造製造ナルコトヲ知テ行使ス	男	男	男	男	男	男
書籍什物等ニ押附スル官印記號印章ノ影射ヲ濫用ス	男	男	男	男	男	男
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	男	男	男	男	男	男
私印ヲ偽造シテ行使ス	男	男	男	男	男	男
他人ノ印影ヲ濫用ス	男	男	男	男	男	男

一七三

罪名

罪名	宥恕		酌減		自首	
	輕	重	輕	重	輕	重
免陸三兩和隨行ス	男	男	男	男	男	男
官吏ニ抗拒ス	男	男	男	男	男	男
官吏ヲ殴打傷メス	男	男	男	男	男	男
官吏ヲ侮辱ス	男	男	男	男	男	男
他人ノ罪ヲ免カレシメテ隠蔽ス	男	男	男	男	男	男
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破毀物ヲ製造シ或ハ販賣ス	男	男	男	男	男	男
銃砲彈藥及其他破毀物ヲ所持ス	男	男	男	男	男	男
道路橋樑河港堤岸ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス	男	男	男	男	男	男
高計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス	男	男	男	男	男	男
其間故ナシテ人ノ住居ニ侵入シ或ハ人ノ看守スル建造物ニ侵入ス	男	男	男	男	男	男
夜間故ナシテ人ノ住居ニ侵入シ或ハ人ノ看守スル建造物ニ侵入ス	男	男	男	男	男	男
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス	男	男	男	男	男	男
貨幣ヲ收受スル後偽造製造ナルコトヲ知テ行使ス	男	男	男	男	男	男
書籍什物等ニ押附スル官印記號印章ノ影射ヲ濫用ス	男	男	男	男	男	男
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	男	男	男	男	男	男
私印ヲ偽造シテ行使ス	男	男	男	男	男	男
他人ノ印影ヲ濫用ス	男	男	男	男	男	男

承前

罪名	宥恕		酌減		自首	
	輕	重	輕	重	輕	重
北海道上野館管内ノ合計	男	男	男	男	男	男
網走區	男	男	男	男	男	男
廣島區	男	男	男	男	男	男
北海道集治監總計	男	男	男	男	男	男

一七二

第二章第一節第二十二條

二條... 罪... 自首... 酌量減輕

前承

罪名	性別	減輕			自首			酌量減輕		
		禁錮	罰金	計	禁錮	罰金	計	禁錮	罰金	計
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
被告人ヲ面証スル爲メ偽證ヲ爲ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ賄賂シ偽證及詐偽ノ人鑑定通事ヲ爲サシム	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官署ニ對シ屬身身分氏名年齒職業ヲ詐稱ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官職位階ヲ詐稱シ及官ノ服飾徽章或ハ内外國ノ徽章ヲ借用ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
阿片煙ヲ吸食ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一

示 補

罪名	性別	減輕	自首	酌量減輕
飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス	男	一	一	一
公然猥褻ノ所行ヲ爲ス	男	一	一	一
風俗ヲ害スル舞臺及他種ノ物品ヲ公然陳列シ或ハ販賣ス	男	一	一	一
賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招集ス	男	一	一	一
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	男	一	一	一
財物ヲ賭集レ當該ヲ以テ利益ヲ俸スル業ヲ興行ス	男	一	一	一
埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄ス	男	一	一	一
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ現ハス	男	一	一	一
偽計及威力ヲ以テ羅賣又ハ入札ヲ妨害ス	男	一	一	一
他人ノ既打倒傷レ因テ幾疾ニ致ス	男	一	一	一
入ヲ既打倒傷ス	男	一	一	一
強ヲ謀テ人ヲ既打倒傷ス	男	一	一	一
既打二回リ既テ他人ヲ倒傷ス	男	一	一	一

前 承

罪名	性別	禁錮			罰金			合計			自首減輕			酌量減輕		
		一	二	以上	一	二	以上	一	二	以上	一	二	以上	一	二	以上
受寄人財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取或ハ其ノ他詐欺ノ所爲アルモノ	男															
官署ヨリ差押セル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス	男															
強盜ノ贓物ナルコトヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ添保ヲ爲ス	男															
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シテ物件ヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ添保ヲ爲ス	男															
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	男															
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	男															
人ノ家屋ニ關スル竊盜或ハ田圃園圃或ハ人ノ採掘材木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス	男															
人ノ器物ヲ毀棄ス	男															
入ノ牛馬ヲ殺ス	男															
入ノ家畜ヲ殺ス	男															
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅失ス	男															
婦人ニ對シテハ豫備後備ノ軍籍ニ在ルモノ召集ノ期ニ後ル	男															
合計	男	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
男總計	男	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

前 承

罪名	性別	禁錮			罰金			合計			自首減輕			酌量減輕		
		一	二	以上	一	二	以上	一	二	以上	一	二	以上	一	二	以上
受寄人財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取或ハ其ノ他詐欺ノ所爲アルモノ	男															
官署ヨリ差押セル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス	男															
強盜ノ贓物ナルコトヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ添保ヲ爲ス	男															
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シテ物件ヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ添保ヲ爲ス	男															
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	男															
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	男															
人ノ家屋ニ關スル竊盜或ハ田圃園圃或ハ人ノ採掘材木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス	男															
人ノ器物ヲ毀棄ス	男															
入ノ牛馬ヲ殺ス	男															
入ノ家畜ヲ殺ス	男															
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅失ス	男															
婦人ニ對シテハ豫備後備ノ軍籍ニ在ルモノ召集ノ期ニ後ル	男															
合計	男	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
男總計	男	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

表十三第款一第部二第
輕減量酌及首自恕宥ルス對二

廳名	全員		宥恕減輕		自首減輕		酌量減輕	
	男	女	禁錮 重	罰金 輕	禁錮 重	罰金 輕	禁錮 重	罰金 輕
小田原區	110	110	1	1	1	1	1	1
地部	110	110	1	1	1	1	1	1
東八王子支部	110	110	1	1	1	1	1	1
東京八丈島區	110	110	1	1	1	1	1	1
父島區	110	110	1	1	1	1	1	1
八王子區	110	110	1	1	1	1	1	1
地部	110	110	1	1	1	1	1	1
橫濱區	110	110	1	1	1	1	1	1
橫須賀區	110	110	1	1	1	1	1	1
千葉縣	110	110	1	1	1	1	1	1
松戸區	110	110	1	1	1	1	1	1
船橋區	110	110	1	1	1	1	1	1
佐原區	110	110	1	1	1	1	1	1
水更津區	110	110	1	1	1	1	1	1
北條區	110	110	1	1	1	1	1	1
本日市場區	110	110	1	1	1	1	1	1
地部	110	110	1	1	1	1	1	1
土浦支部	110	110	1	1	1	1	1	1
下妻支部	110	110	1	1	1	1	1	1
水戸區	110	110	1	1	1	1	1	1
太田區	110	110	1	1	1	1	1	1
王浦區	110	110	1	1	1	1	1	1
麻生區	110	110	1	1	1	1	1	1
龍ヶ崎區	110	110	1	1	1	1	1	1
下妻區	110	110	1	1	1	1	1	1
地部	110	110	1	1	1	1	1	1
栃木支部	110	110	1	1	1	1	1	1
宇都宮區	110	110	1	1	1	1	1	1

廳各

前承

廳名	全員		宥恕減輕		自首減輕		酌量減輕	
	男	女	禁錮 重	罰金 輕	禁錮 重	罰金 輕	禁錮 重	罰金 輕
地部	110	110	1	1	1	1	1	1
東八王子支部	110	110	1	1	1	1	1	1
東京八丈島區	110	110	1	1	1	1	1	1
父島區	110	110	1	1	1	1	1	1
八王子區	110	110	1	1	1	1	1	1
地部	110	110	1	1	1	1	1	1
橫濱區	110	110	1	1	1	1	1	1
橫須賀區	110	110	1	1	1	1	1	1
千葉縣	110	110	1	1	1	1	1	1
松戸區	110	110	1	1	1	1	1	1
船橋區	110	110	1	1	1	1	1	1
佐原區	110	110	1	1	1	1	1	1
水更津區	110	110	1	1	1	1	1	1
北條區	110	110	1	1	1	1	1	1
本日市場區	110	110	1	1	1	1	1	1
地部	110	110	1	1	1	1	1	1
土浦支部	110	110	1	1	1	1	1	1
下妻支部	110	110	1	1	1	1	1	1
水戸區	110	110	1	1	1	1	1	1
太田區	110	110	1	1	1	1	1	1
王浦區	110	110	1	1	1	1	1	1
麻生區	110	110	1	1	1	1	1	1
龍ヶ崎區	110	110	1	1	1	1	1	1
下妻區	110	110	1	1	1	1	1	1
地部	110	110	1	1	1	1	1	1
栃木支部	110	110	1	1	1	1	1	1
宇都宮區	110	110	1	1	1	1	1	1

第三卷 第一編 第三十卷

三條 大 正 十 年 自 官 大 陸 監 査 局 編

前 承

長野		甲府					靜岡													
飯田	松本	飯山	長野	上野原	松本	谷村	甲府	谷村	地	吉原	下田	沼津	掛川	濱松	藤枝	靜岡	沼津	濱松	地	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

宇都宮		前橋		浦和				地		佐野		大原		真岡	
宇都宮	前橋	高崎	沼津	幸手	越谷	浦和	熊谷	地	佐野	大原	真岡	宇都宮	前橋	高崎	沼津
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

前

德島	高松	和歌山	高松	富山	石川	金澤	福井	大津	岡山	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口		
徳島	高松	和歌山	高松	富山	石川	金澤	福井	大津	岡山	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口		
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

前承

福井	大津	岡山	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口			
福井	大津	岡山	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高松	岡山	広島	山口			
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

承 前

長崎	島大	長村	嚴原	福江	平戸	地	以上廣島	今	宇和	西天	松山	西	宇和	地	西	益	大	濱	今	赤	松江	
區	區	區	支	支	支	方	計	區	區	區	區	區	支	支	方	區	區	區	區	區	區	區
8	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

前 承

山口	廣島	尾道	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島
西濱	地	教	岩	赤	德	山	岩	赤	地	庄	三	福	尾	竹	廣	三	尾	
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

前承

廳名		全員		有怒減輕		自首減輕		酌量減輕		
		男	女	第一等	第二等	第一等	第二等	第一等	第二等	
以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城	大湯	1	1							
	橫大	1	1							
	本秋	1	1							
	大地	1	1							
	水簀	1	1							
	宮古	1	1							
	福野	1	1							
	盛岡	1	1							
	花盛	1	1							
	磐井	1	1							
	計	16	16							

部

廳名		全員		有怒減輕		自首減輕		酌量減輕	
		男	女	第一等	第二等	第一等	第二等	第一等	第二等
以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城 以上官城	室旭	1	1						
	雅內	1	1						
	岩小	1	1						
	浦毛	1	1						
	札地	1	1						
	壽都	1	1						
	江都	1	1						
	函館	1	1						
	八戸	1	1						
	五所川原	1	1						
	青森	1	1						
	野邊地	1	1						
	弘前	1	1						
	八戸支部	1	1						
	計	16	16						

表一十三第款一第部二第

本 前 犯 再 ル ス 對 ニ 名

Table with columns for crime categories (e.g., 囚徒ヲ劫奪シ及暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ助ケル), counts for males/females, and various penalty metrics (e.g., 禁錮, 罰金, 拘留).

罪

前 承

Table with columns for crime names (罪名), counts, and various penalty metrics (e.g., 禁錮, 罰金, 拘留, 再犯ニ因テ科シタル刑).

Table with columns for crime categories (e.g., 竊盜, 竊取), counts, and various penalty metrics (e.g., 禁錮, 罰金, 拘留, 酌量減輕).

前橋		浦和		宇都宮		栃木		群馬		麻生		龍崎		下妻		地味		宇都宮		宇都宮		宇都宮		宇都宮	
高崎	沼田	高崎	地	大宮	幸手	越谷	浦和	熊谷	地味	佐野	栃木	真岡	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
...

1104

水戸		千葉		横濱		東京		廳		名		被告人員		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数								
水戸	水戸	千葉	千葉	横濱	横濱	東京	東京	廳	廳	名	名	男	女	禁	罰金	拘料	一度	二度	三度	四度	五度以上	計		
...

1104

新潟		新潟		新潟		新潟		新潟		新潟		新潟		新潟		新潟		新潟		新潟		新潟		新潟	
六日町	柏崎	長岡	村上	新發田	三条	新潟	相川	高田	長岡	新潟	新發田	地	岩村	上田	福島	大田	飯山	松本	飯山	長野	上田				
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	

前 承		前 承		前 承		前 承		前 承		前 承		前 承		前 承		前 承		前 承		前 承		前 承	
飯田	松本	地	谷	甲府	谷	地	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

前 承

廳名	被告人員		前二受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度數	
	男	女	無期	徒刑	禁錮	罰金	拘留	計
武生區	1	0	0	0	0	0	0	1
小濱區	1	0	0	0	0	0	0	1
大野區	1	0	0	0	0	0	0	1
敦賀區	1	0	0	0	0	0	0	1
金澤區	1	0	0	0	0	0	0	1
七尾區	1	0	0	0	0	0	0	1
松島區	1	0	0	0	0	0	0	1
小松區	1	0	0	0	0	0	0	1
高松區	1	0	0	0	0	0	0	1
高松區	1	0	0	0	0	0	0	1
北高松區	1	0	0	0	0	0	0	1
丸高松區	1	0	0	0	0	0	0	1
地龜松區	1	0	0	0	0	0	0	1
米子區	1	0	0	0	0	0	0	1
倉吉區	1	0	0	0	0	0	0	1
米子區	1	0	0	0	0	0	0	1
岡地部	1	0	0	0	0	0	0	1
岡崎支方	1	0	0	0	0	0	0	1
以上大坂府管内ノ合計	10	0	0	0	0	0	0	10

二二三

前 承

廳名	被告人員		前二受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度數	
	男	女	無期	徒刑	禁錮	罰金	拘留	計
武生區	1	0	0	0	0	0	0	1
小濱區	1	0	0	0	0	0	0	1
大野區	1	0	0	0	0	0	0	1
敦賀區	1	0	0	0	0	0	0	1
金澤區	1	0	0	0	0	0	0	1
七尾區	1	0	0	0	0	0	0	1
松島區	1	0	0	0	0	0	0	1
小松區	1	0	0	0	0	0	0	1
高松區	1	0	0	0	0	0	0	1
高松區	1	0	0	0	0	0	0	1
北高松區	1	0	0	0	0	0	0	1
丸高松區	1	0	0	0	0	0	0	1
地龜松區	1	0	0	0	0	0	0	1
米子區	1	0	0	0	0	0	0	1
倉吉區	1	0	0	0	0	0	0	1
米子區	1	0	0	0	0	0	0	1
岡地部	1	0	0	0	0	0	0	1
岡崎支方	1	0	0	0	0	0	0	1
以上大坂府管内ノ合計	10	0	0	0	0	0	0	10

二二三

前承

廳	被告人員		前二受クシ刑		再犯二因テ科シタル刑		再犯二係ル處刑ノ度數	
	男	女	禁錮	罰金	禁錮	罰金	一	二
地	1	0	0	0	0	0	0	0
田	1	0	0	0	0	0	0	0
津	1	0	0	0	0	0	0	0
中	1	0	0	0	0	0	0	0
大	1	0	0	0	0	0	0	0
東	1	0	0	0	0	0	0	0
豆	1	0	0	0	0	0	0	0
玉	1	0	0	0	0	0	0	0
杉	1	0	0	0	0	0	0	0
佐	1	0	0	0	0	0	0	0
地	1	0	0	0	0	0	0	0
小	1	0	0	0	0	0	0	0
熊	1	0	0	0	0	0	0	0
高	1	0	0	0	0	0	0	0
山	1	0	0	0	0	0	0	0
御	1	0	0	0	0	0	0	0
密	1	0	0	0	0	0	0	0
天	1	0	0	0	0	0	0	0
計	14	0	0	0	0	0	0	0

三三八

前承

廳	被告人員		前二受クシ刑		再犯二因テ科シタル刑		再犯二係ル處刑ノ度數	
	男	女	禁錮	罰金	禁錮	罰金	一	二
仙	1	0	0	0	0	0	0	0
石	1	0	0	0	0	0	0	0
古	1	0	0	0	0	0	0	0
地	1	0	0	0	0	0	0	0
公	1	0	0	0	0	0	0	0
那	1	0	0	0	0	0	0	0
地	1	0	0	0	0	0	0	0
飲	1	0	0	0	0	0	0	0
高	1	0	0	0	0	0	0	0
延	1	0	0	0	0	0	0	0
都	1	0	0	0	0	0	0	0
宮	1	0	0	0	0	0	0	0
延	1	0	0	0	0	0	0	0
地	1	0	0	0	0	0	0	0
水	1	0	0	0	0	0	0	0
太	1	0	0	0	0	0	0	0
鹿	1	0	0	0	0	0	0	0
鹿	1	0	0	0	0	0	0	0
太	1	0	0	0	0	0	0	0
地	1	0	0	0	0	0	0	0
地	1	0	0	0	0	0	0	0
地	1	0	0	0	0	0	0	0
計	14	0	0	0	0	0	0	0

三二九

前 承

前 承													廳 名							
山形	鶴 米	地	若	平	白	中	福	若	平	白	地	氣	登	石	大	古	廳 名			
新	山	鶴	米	地	若	平	白	中	福	若	平	白	地	氣	登	石	大	古	廳 名	
庄	形	岡	澤	松	河	村	島	松	支	支	支	支	沼	米	卷	河	川	廳 名		
區	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	廳 名		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	被告人員		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	前二受ケシ刑		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	再犯二因テ科シタル刑		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	再犯二係ル處刑ノ度数		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計		

前 承

前 承													廳 名							
湯	大	大	能	本	大	地	水	磐	宮	福	花	盛	磐	地	鶴	酒	長	赤	廳 名	
澤	手	曲	館	代	庄	曲	澤	井	井	岡	野	盛	井	井	岡	岡	井	澤	廳 名	
區	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	廳 名	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	被告人員		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	前二受ケシ刑		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	再犯二因テ科シタル刑		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	再犯二係ル處刑ノ度数		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計		

表三十三第款一第部二第
 數度渡言ノ刑ル對ニ罪

罪名	刑		言渡度							計
	一度	二度	三度	四度	五度	六度	七度	以上		
天皇ニ對シ不敬ノ所爲アルモノ	1								1	
兇徒ニ附和隨行ス	101								101	
官吏ニ抗拒ス	1	7							8	
官吏ヲ毆打創傷ス	1	7							8	
計	103	7							110	

罪名	札幌	小樽	岩内	稚内	旭川	室蘭	地方	根室	厚岸	網走	釧路	帯広	以上函館控訴管内ノ合計	北海道集治監	總計
一度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

前承

廳名	被告人員		前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度數	
	男	女	無期	有期	禁錮	罰金	拘留	計
以上官署控訴管内ノ合計	101	1	1	100	1	100	1	102
地方法院	1	1	1	1	1	1	1	2
弘前支部	1	1	1	1	1	1	1	2
八戸支部	1	1	1	1	1	1	1	2
青森	1	1	1	1	1	1	1	2
野邊地	1	1	1	1	1	1	1	2
弘前	1	1	1	1	1	1	1	2
五所川原	1	1	1	1	1	1	1	2
函館	1	1	1	1	1	1	1	2
函館	1	1	1	1	1	1	1	2
福山	1	1	1	1	1	1	1	2
壽都	1	1	1	1	1	1	1	2
札幌	1	1	1	1	1	1	1	2
浦島	1	1	1	1	1	1	1	2
増毛	1	1	1	1	1	1	1	2
計	101	1	1	100	1	100	1	102
再犯ニ係ル處刑ノ度數	101	1	1	100	1	100	1	102

罪名	刑	言	渡	度	上	計
官吏ヲ侮辱ス	三					三
已決ノ囚徒逃走ス	六					六
未決ノ囚徒逃走ス	三					三
囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器及其他ノ器具ヲ給與シ或ハ逃走ノ方法ヲ指示ス	三					三
囚徒ヲ劫奪シ及暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ助ケ	三					三
犯罪人ナルコトヲ知テ隠匿シ及隠避ス	三					三
他人ノ罪ヲ免カレシムルコトヲ圖リ其罪證ト爲ル可キ物件ヲ隠蔽ス	三					三
公權ヲ剽奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者私ニ其權ヲ行フ	三					三
監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス	三					三
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破毀物ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス	三					三
銃砲彈藥及其他破毀物ノ物品ヲ所有ス	三					三
道路橋樑河港港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス	三					三
橋計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス	三					三
畫圖故才タルノ住居レタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル	三					三
夜間故才タルノ住居レタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル	三					三
官署ノ處分ニ因テ施シタル封印ヲ破棄ス	三					三
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ採取ス	三					三
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ毀壞ス	三					三
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ毀壞ス	三					三
貨幣ヲ收受スル後偽造變造ナルコトヲ知テ行使ス	三					三
書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ノ影贋ヲ盗用ス	三					三
官印ヲ貼用スル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	三					三
私印ヲ偽造シテ行使ス	三					三
他人ノ印紙ヲ盗用ス	三					三
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	三					三
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	三					三
詐偽ノ行爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	三					三

二三四

罪名	刑	言	渡	度	上	計
夜間故才タルノ住居レタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル	三					三
官署ノ處分ニ因テ施シタル封印ヲ破棄ス	三					三
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ採取ス	三					三
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ毀壞ス	三					三
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ毀壞ス	三					三
貨幣ヲ收受スル後偽造變造ナルコトヲ知テ行使ス	三					三
書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ノ影贋ヲ盗用ス	三					三
官印ヲ貼用スル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	三					三
私印ヲ偽造シテ行使ス	三					三
他人ノ印紙ヲ盗用ス	三					三
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	三					三
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	三					三
詐偽ノ行爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	三					三

二二五

前 承

Table with columns for Crime Name (罪名), Gender (性別), Penalty Degree (刑度), and Count (件数). Rows include offenses like '贈賄' (bribe), '公選' (election), '偽造' (forgery), etc.

本 部

Table with columns for Crime Name (罪名), Gender (性別), Penalty Degree (刑度), and Count (件数). Rows include offenses like '阿片煙ヲ吸食ス' (opium smoking), '賭博' (gambling), '偽造' (forgery), etc.

前 承

罪 名	刑 度		言	渡	度	七	上	計 數
	一 度	二 度						
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス	二							二
墳墓ヲ發掘シ棺槨ヲ毀壞ス	二							二
偽計及威力ヲ以テ死屍ヲ毀壞ス	二							二
偽計及威力ヲ以テ贓物又ハ入札ヲ妨害ス	二							二
偽計及威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害ス	三							三
逮捕官吏法律ニ定メタル程式規則ヲ違	二							二
守セス人ヲ逮捕シ及不正ニ人ヲ監禁ス	二							二
官吏人ノ屬託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ及職	二							二
裁判官檢察官警察官吏刑事ノ裁判ニ關シ	二							二
賄賂ヲ收受シ及聽許ス	二							二
入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致ス	二							二
豫メ謀テ入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致	二							二
入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致ス	二							二
豫メ謀テ入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致	二							二
入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致ス	二							二
豫メ謀テ入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致	二							二
入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致ス	二							二
豫メ謀テ入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致	二							二
健康ヲ害スベキ物品ヲ施用シテ人ヲ疾	三							三
苦セシム	三							三
本夫姪夫姪婦ヲ毆打シ傷ヲ	二							二
豫メ謀テ本夫姪夫姪婦ヲ毆打シ傷ヲ	二							二
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	二							二
過失ニ因テ人ヲ傷シ癩疾ニ致ス	二							二
過失ニ因テ人ヲ傷ス	二							二
人ヲ敬禮シテ自殺セシメ及屬託ヲ受ケ	二							二
自殺人ノ爲メニ手ヲ下ス	二							二
擅ニ人ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス	二							二
擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打擄奪シ及飲	二							二
食衣服ヲ除去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ	二							二
施ス	二							二
入ヲ毆打シ及人ノ住居シタル家屋	二							二
ニ放火セントコトヲ脅迫ス	二							二
毆打擄奪及其他暴行ヲ加ヘント脅迫ス	二							二
懷胎ノ婦女雜物其他ノ方法ヲ以テ墮胎	二							二
ス	二							二
雜物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム	二							二

罪 名	刑 度		言	渡	度	七	上	計 數
	一 度	二 度						
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス	二							二
墳墓ヲ發掘シ棺槨ヲ毀壞ス	二							二
偽計及威力ヲ以テ死屍ヲ毀壞ス	二							二
偽計及威力ヲ以テ贓物又ハ入札ヲ妨害ス	二							二
偽計及威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害ス	三							三
逮捕官吏法律ニ定メタル程式規則ヲ違	二							二
守セス人ヲ逮捕シ及不正ニ人ヲ監禁ス	二							二
官吏人ノ屬託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ及職	二							二
裁判官檢察官警察官吏刑事ノ裁判ニ關シ	二							二
賄賂ヲ收受シ及聽許ス	二							二
入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致ス	二							二
豫メ謀テ入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致	二							二
入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致ス	二							二
豫メ謀テ入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致	二							二
入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致ス	二							二
豫メ謀テ入ヲ毆打シ傷ヲ因テ癩疾ニ致	二							二
健康ヲ害スベキ物品ヲ施用シテ人ヲ疾	三							三
苦セシム	三							三
本夫姪夫姪婦ヲ毆打シ傷ヲ	二							二
豫メ謀テ本夫姪夫姪婦ヲ毆打シ傷ヲ	二							二
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	二							二
過失ニ因テ人ヲ傷シ癩疾ニ致ス	二							二
過失ニ因テ人ヲ傷ス	二							二
人ヲ敬禮シテ自殺セシメ及屬託ヲ受ケ	二							二
自殺人ノ爲メニ手ヲ下ス	二							二
擅ニ人ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス	二							二
擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打擄奪シ及飲	二							二
食衣服ヲ除去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ	二							二
施ス	二							二
入ヲ毆打シ及人ノ住居シタル家屋	二							二
ニ放火セントコトヲ脅迫ス	二							二
毆打擄奪及其他暴行ヲ加ヘント脅迫ス	二							二
懷胎ノ婦女雜物其他ノ方法ヲ以テ墮胎	二							二
ス	二							二
雜物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム	二							二

前 承

罪 名	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度	上 度	計
餘物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシメ因テ婦女ヲ死ニ致ス	三								三
懷胎ノ婦女ヲ威迫シ又ハ誑騙シテ墮胎セシム	三								三
懷胎ノ婦女ナルコトヲ知テ毆打其他暴行ヲ加ヘ因テ墮胎セシム	三								三
八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス	三								三
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス	三								三
十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲ス	三								三
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ姦合ス	三								三
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス	三								三
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誑告ス	三								三
惡事隠行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス	三								三

1110

本 節

罪 名	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度	上 度	計
寫託ヲ受ケテ實母自殺ノ爲メニ手ヲ下ス	三								三
祖父母父母ヲ毆打倒傷ス	三								三
祖父母父母ヲ殺シ或ハ其ノ遺棄ス	三								三
祖父母父母ヲ脅迫ス	三								三
祖父母父母ニ對シ衣食ヲ供給セズ及其他必要ナル養育ヲ缺ク	三								三
人ノ所有物ヲ竊取ス	三								三
家産其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス	三								三
水火震災及其他ノ變ニ乘シ人ノ所有物ヲ竊取ス	三								三
門戶竊壁ヲ踰越損壞シ及鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り物件ヲ竊取ス	三								三
典物トシテ他人ニ交付シ及官ノ看守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス	三								三
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス	三								三
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	三								三
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス	三								三

1111

罪名	男	女	合計
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	391	58	449
收場ニ於テ收畜ノ獸類ヲ竊取ス	133	4	137
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス	353	9	362
家資分散ノ際其財產ヲ藏匿漏漏シ及産隔ノ負債ヲ增加ス	29	1	30
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證書類ヲ竊取ス	394	1	395
幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂シテ來ル財物或ハ證書類ヲ授與セシム	100	1	101
物件ヲ取費シ及交換スルニ當リ其物質ヲ毀シ或ハ分量ヲ偽テ人ニ交付ス	113	1	114
他人ノ動産不動産ヲ冒認シテ取賣交換シ及抵當典物ト爲ス或ハ自己ノ動産ヲ重抵當典物ト爲ス	22	1	23
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消ス	97	1	98
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取拐帶シ或ハ其他詐欺ノ所爲アルモノ	74	1	75
官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス	31	1	32
強盜竊ノ贓物ヲ知テ受テ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	337	1	338
詐取財物其他ノ犯罪ニ關シタル物件ヲ知テ受テ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	226	1	227
火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬ス	820	1	821
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	51	1	52
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス	153	1	154
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	11	1	12
人ノ家屋ニ屬スル牆壁及圍池ノ裝飾或ハ田圃ノ禁固收場ノ柵欄ヲ毀壞ス	21	1	22
人ノ稼穡竹木及其他常用ノ植物ヲ毀損ス	2	1	3
土地ノ經界ヲ表示シタル物件ヲ毀壞シ及核轉ス	37	1	38
人ノ器物ヲ毀棄ス	37	1	38
人ノ牛馬ヲ殺ス	3	1	4
人ノ家畜ヲ殺ス	9	1	10
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅盡ス	17	1	18
尉兵或ハ豫備役備ノ軍籍ニ在ルモノ召集ノ期ニ後ル	54	1	55
合計	5633	781	6414
男總計	5633	781	6414
女總計	781	781	1562

罪名	男	女	合計
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	391	58	449
收場ニ於テ收畜ノ獸類ヲ竊取ス	133	4	137
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス	353	9	362
家資分散ノ際其財產ヲ藏匿漏漏シ及産隔ノ負債ヲ增加ス	29	1	30
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證書類ヲ竊取ス	394	1	395
幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂シテ來ル財物或ハ證書類ヲ授與セシム	100	1	101
物件ヲ取費シ及交換スルニ當リ其物質ヲ毀シ或ハ分量ヲ偽テ人ニ交付ス	113	1	114
他人ノ動産不動産ヲ冒認シテ取賣交換シ及抵當典物ト爲ス或ハ自己ノ動産ヲ重抵當典物ト爲ス	22	1	23
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消ス	97	1	98
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取拐帶シ或ハ其他詐欺ノ所爲アルモノ	74	1	75
官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス	31	1	32
強盜竊ノ贓物ヲ知テ受テ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	337	1	338
詐取財物其他ノ犯罪ニ關シタル物件ヲ知テ受テ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	226	1	227
火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬ス	820	1	821
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	51	1	52
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス	153	1	154
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	11	1	12
人ノ家屋ニ屬スル牆壁及圍池ノ裝飾或ハ田圃ノ禁固收場ノ柵欄ヲ毀壞ス	21	1	22
人ノ稼穡竹木及其他常用ノ植物ヲ毀損ス	2	1	3
土地ノ經界ヲ表示シタル物件ヲ毀壞シ及核轉ス	37	1	38
人ノ器物ヲ毀棄ス	37	1	38
人ノ牛馬ヲ殺ス	3	1	4
人ノ家畜ヲ殺ス	9	1	10
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅盡ス	17	1	18
尉兵或ハ豫備役備ノ軍籍ニ在ルモノ召集ノ期ニ後ル	54	1	55
合計	5633	781	6414
男總計	5633	781	6414
女總計	781	781	1562

三三三

表四十三第款二第部二第
族種及齡年ルス對二名罪

罪名	言渡區分	被	告	人	犯	時	年	齡	被	告	人	種	族
	計	未	六	上	十	未	十	上	十	未	十	上	十
天皇ニ對シテ不敬ノ所爲アルモノ	無罪												
兇徒ニ附和隨行ス	101												
官吏ニ抗拒ス	102												
官吏ヲ毆打刺傷ス	103												
官吏ヲ侮辱ス	104												
官吏ヲ脅迫ス	105												
未決ノ囚徒逃走ス	106												
囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器及其他ノ器具ヲ給與シ或ハ逃走ノ方法ヲ指示ス	107												
犯罪人ナルコトヲ知テ藏匿シ及隠遁ス	108												
他人ノ罪ヲ免カレンモノコトヲ圖リ其罪證ヲ爲ルモノヲ隠蔽ス	109												
監視ニ附セテシタル者其規則ニ違背ス	110												
私ニ軍用ノ銃藥彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ製造シ或ハ取賣ス	111												
銃藥彈藥及其他破裂質ハ物品ヲ所有ス	112												

罪名	言渡區分	被	告	人	犯	時	年	齡	被	告	人	種	族
	計	未	六	上	十	未	十	上	十	未	十	上	十
道路橋梁河溝溝渠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス	113												
電信ノ器械柱木ヲ損壞シ又ハ條線ヲ切斷シテ電信ヲ不通ニ致ス	114												
晝間故ナク人ノ住居シタル郵便及人ノ看守スル建造物ニ入ル	115												
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス	116												
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盜取ス	117												
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ毀壞ス	118												
官署ニ對シテ不敬ノ所爲アルモノ	119												
官署ニ對シテ侮辱ス	120												
官署ニ對シテ脅迫ス	121												
官署ニ對シテ妨害ス	122												
官署ニ對シテ不敬ノ所爲アルモノ	123												
私印ヲ偽造シテ行使ス	124												
他人ノ印影ヲ盗用ス	125												

私書ヲ偽造シ及増減換シテ行使ス
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減換シテ行
使ス
被害入ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス
被害入ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス
賭博其他ノ方法ヲ以テ入ニ屬託シ偽證
及詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシム
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス

罪名	言渡區分		被告人犯時ノ年齢							被告人ノ種族				
	計	無罪	二十未	十上	十上	十上	十上	十上	十上	十六以上	年知	士族	平民	種不詳
私書ヲ偽造シ及増減換シテ行使ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減換シテ行使ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被害入ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被害入ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博其他ノ方法ヲ以テ入ニ屬託シ偽證及詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシム	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種族			計							士族 1 平民 6 種不詳 0				
種族			計							士族 1 平民 6 種不詳 0				
種族			計							士族 1 平民 6 種不詳 0				

罪名	言渡區分		被告人犯時ノ年齢							被告人ノ種族			
	計	無罪	二十未	十上	十上	十上	十上	十上	十六以上	年知	士族	平民	種不詳
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ得ル	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入ノ屬託ヲ受ケテ度量衡ヲ偽造シ及ノ製造ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官署ニ對シ屬籍身分姓名年齢職業ヲ詐稱ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官職階級ヲ詐稱シ及官ノ服飾徽章或ハ内外國ノ勲章ヲ借用ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公選人投票ヲ偽造シ及詐欺ヲ増減ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公選人投票ヲ偽造シ及詐欺ヲ増減ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投票ヲ検査シ及詐欺ヲ計算スル者其投票ヲ偽造シ或ハ増減ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投票ヲ偽造シ或ハ増減ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿片煙ヲ吸食ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿片煙及吸食ノ器具ヲ所有シ或ハ受寄ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人ノ健康ヲ害スヘキ物品ヲ用ヒテ水質ヲ變レ及腐敗セシム	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風俗ヲ害スル冊子圖書及其他複製ノ物品ヲ公然陳列シ或ハ販賣ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公然複製ノ所行ヲ爲ス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種族			計							士族 1 平民 9 種不詳 0			
種族			計							士族 1 平民 9 種不詳 0			
種族			計							士族 1 平民 9 種不詳 0			

前承

罪名	性別	言渡区分													被告人犯時ノ年齢													被告人ノ種族												
		計													計													士族	平民	種族不詳										
		無罪	刑罰	計	満未年二十	未六上年十	未十上年十	未十上年十	未十上年三	未十上年四	未十上年五	未十上年五	上以年十六	スレ知齡年	計	計	計	計	計																					
賭博ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財物ヲ賭スル當議ヲ以テ利益ヲ僥倖スルヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博ノ利益ヲ以テ他ノ事業ヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博ノ利益ヲ以テ賭博ヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博ノ利益ヲ以テ賭博ヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博ノ利益ヲ以テ賭博ヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

三三六

前

罪名	性別	言渡区分													被告人犯時ノ年齢													被告人ノ種族											
		計													計													士族	平民	種族不詳									
		無罪	刑罰	計	満未年二十	未六上年十	未十上年十	未十上年十	未十上年三	未十上年四	未十上年五	未十上年五	上以年十六	スレ知齡年	計	計	計	計	計																				
官吏ノ屬下ヲ受ケ賭博ヲ收受シ及賭博ヲ興行シ及賭博ノ利益ヲ以テ賭博ヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博ノ利益ヲ以テ賭博ヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博ノ利益ヲ以テ賭博ヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博ノ利益ヲ以テ賭博ヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博ノ利益ヲ以テ賭博ヲ興行ス	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

三三九

前 承

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 の 年 齡							被 告 人 の 種 族			
	無 罪 免 訴	刑 罰 言 渡	計	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	士 族	平 民	種 族 不 詳	計
人ヲ殺シテ自殺セシメ及獨行ヲ受ケ 自散入リ爲メニ手ヲ下ス	1	1	2										
二人ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス		1	1										
二人ヲ監禁制シテ既打拷責シ及飲 食衣服ヲ除去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ 施ス		1	1										
二人ヲ強姦シ及人ハ住居シタル家屋 ニ放火セントシテ脅迫ス		1	1										
既打倒傷及其他暴行ヲ加ヘント脅迫ス		1	1										
懷胎ノ婦女他物其他ノ方法ヲ以テ墮胎 ス		1	1										
他物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム		1	1										
婦女ヲ死ニ致ス		1	1										
懷胎ノ婦女ヲ成孕シ及ハ誑騙シテ墮胎 セシム		1	1										
懷胎ノ婦女ナルコトヲ知テ既打其他暴 行ヲ加ヘテ墮胎セシム		1	1										

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 の 年 齡							被 告 人 の 種 族			
	無 罪 免 訴	刑 罰 言 渡	計	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	未 十 年 以 上 未 十 年 以 下	士 族	平 民	種 族 不 詳	計
八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス		1	1										
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス		1	1										
十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ 以テ親縁ノ所行ヲ爲ス		1	1										
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ 媒合ス		1	1										
姦通		1	1										
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス		1	1										
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告ス		1	1										
惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス		1	1										
獨佔ヲ受ケテ賣母自散ノ爲メニ手ヲ下 ス		1	1										
祖父父母母ヲ既打倒傷ス		1	1										
祖父父母母ヲ擯ニ監禁ス		1	1										
祖父父母母ヲ脅迫ス		1	1										
祖父父母母ヲ遺棄ス		1	1										

前 承

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 の 年 齡							被 告 人 の 種 族							
	前 免 罪 無	渡 言 ノ 刑	計	滿 未 年 二 十	未 六 上 年 十 滿 年 十 以 二	未 十 上 年 十 滿 年 二 以 六	未 十 上 年 二 滿 年 三 以 十	未 十 上 年 三 滿 年 四 以 十	未 十 上 年 四 滿 年 五 以 十	未 十 上 年 五 滿 年 六 以 十	上 以 年 十 六	スレ 知 齡 年	計	族 士	民 平	詳 不 族 種	計
祖父父母ニ對シテ食ヲ供給セス及其他必要ナル奉養ヲ缺ク			1														
人ノ所有物ヲ竊取ス			1														
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス			1														
水火災災及其他ノ變ニ乘シテ人ノ所有物ヲ竊取ス			1														
門戶鑰匙ヲ竊取ル			1														
電分庫ニ入り物件ヲ竊取ス			1														
典物トシテ他人ニ交付シ及官ノ看守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス			1														
田野ニ於テ殺類業及其他ノ産物ヲ竊取ス			1														
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル産物ヲ竊取ス			1														
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ産物ヲ竊取ス			1														
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル産物ヲ竊取ス			1														

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 の 年 齡							被 告 人 の 種 族							
	前 免 罪 無	渡 言 ノ 刑	計	滿 未 年 二 十	未 六 上 年 十 滿 年 十 以 二	未 十 上 年 十 滿 年 二 以 六	未 十 上 年 二 滿 年 三 以 十	未 十 上 年 三 滿 年 四 以 十	未 十 上 年 四 滿 年 五 以 十	未 十 上 年 五 滿 年 六 以 十	上 以 年 十 六	スレ 知 齡 年	計	族 士	民 平	詳 不 族 種	計
收場ニ於テ收音ノ歌類ヲ竊取ス			1														
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス			1														
家賃分散ノ際其財產ヲ竊取シ及虚偽ノ負債ヲ增加ス			1														
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證券類ヲ竊取ス			1														
効者ノ知識後得及人ノ精神錯亂シタルニ乘リ財物或ハ證券類ヲ投與セシム			1														
物件ヲ販賣シ及交換スルニ當リ其物價ヲ變シ或ハ分量ヲ偽テ人ニ交付ス			1														
他人ハ動産不動産ヲ冒認シテ販賣交換シ及担保典物トシテ或ハ自己ノ不動産ヲ重擔典物トシテ			1														
人ノ所有物ヲ竊取ス			1														
受寄ノ財物借用品及典物其他委託ヲ受ケタル金銀物件ヲ消費ス			1														
受寄ノ財物借用品及典物其他委託ヲ受ケタル金銀物件ヲ竊取シ或ハ其他能欺ノ所爲アルモノ			1														
官署ヨリ差押アル自己ノ物件ヲ竊取ス			1														
強竊盜ノ賊物ナルコトヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス			1														
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルコトヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス			1														
火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬ス			1														

第一節 第三款 第三表 刑罰 姓名 對 國 年 八 年 表

刑罰	無罪		輕罪		重罪		死刑		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
無罪	100	100	100	100	100	100	100	100	100
輕罪	100	100	100	100	100	100	100	100	100
重罪	100	100	100	100	100	100	100	100	100
死刑	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

刑罰

姓名

對 國 年 八 年 表

前 承

罪 名	無罪		輕罪		重罪		死刑		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
人ノ家屋ニ屬スル牆壁及園池ノ裝飾或ハ田圃ノ樊圃收貯ノ柵欄ヲ毀壞ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
人ノ稼穡竹木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
土地ノ境界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ及移轉ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
人ノ器物ヲ毀壞ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
人ノ牛馬ヲ殺ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
人ノ家畜ヲ殺ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀壞滅失ス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
罷休兵或ハ豫備役備ノ軍籍ニ在ルモノ召集ノ期ニ後ル	100	100	100	100	100	100	100	100	100
徵兵隊兵故ナク徵集ノ期ニ後ル	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第三部三款三第表一
 被告ノ人ノ生國ニ對スル罪名

甲府	長野	新潟	京都	高松	大坂	奈良	金澤	神戶	岡山	大津
斐波渡	後渡	渡城	波城	後波	津内	泉和	津馬	波馬	前詳	江中
11112	11112	11112	11112	11112	11112	11112	11112	11112	11112	11112
...

地方	被告人員	罪名	小計
東京	伊武	皇室ニ對スル	10
東京	伊武	聚衆	1
東京	伊武	人ノ所住ノ屋ニ侵入スル	1
東京	伊武	私用ニ取ル	1
東京	伊武	往來ノ往	1
東京	伊武	人ノ所住ノ屋ニ侵入スル	1
東京	伊武	官印ヲ偽造スル	1
東京	伊武	私印ヲ偽造スル	1
東京	伊武	偽造ノ偽	1
東京	伊武	度量ノ偽造	1
東京	伊武	分身ヲ詐稱スル	1
東京	伊武	阿片ノ煙ニ關スル	1
東京	伊武	私ニ醫藥ヲ爲ス	1
東京	伊武	風俗ヲ害スル	1
東京	伊武	計	1

奉 前

福	佐	長	松	松	山	廣	廣	高	山	安												
筑	筑	不	肥	伊	隱	石	出	不	長	周	不	備	安	不	飛	美	紀	志	伊			
後	前	前	詳	馬	岐	前	豫	岐	見	雲	詳	閑	防	詳	後	藝	詳	驟	濃	伊	摩	賀
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

前 承

甲	第	名	澤	馬	高	高	德	和	富	金	新	福				
伊	不	三	尾	不	伯	因	讚	土	阿	紀	越	不	能	加	若	越
勢	詳	河	張	詳	着	嚙	岐	依	波	伊	中	詳	登	賀	燃	前
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

裁判所
地方官
國
名
被告人員
罪
名
小計

手 前

Table with columns for various categories (e.g., 獨柳英, 根, 函, 青, 秋, 東, 盛) and rows of numerical data.

151

前 承

Table with columns for categories (e.g., 山, 福, 仙, 那, 官, 山, 鹿, 熊, 大) and rows of numerical data. Includes a '罪' (Crime) column with various offenses.

三五〇

二ノ表六十三第款二第部二第

被 告 人 ノ 生 國 二 對 ス ル 罪 名 前 載

東京	新潟	長野	甲府	静岡	前橋	浦和	宇都宮	水戸	千代田	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	神奈川	山梨	長野	新潟	東京	
攝不丹丹山	左越信甲	不伊速駿	上武下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下	下下
津詳後波城	渡後濃斐	詳豆江	河野藏	野總陸	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房	詳總房
1141	1101	1121	1131	1141	1151	1161	1171	1181	1191	1201	1211	1221	1231	1241	1251	1261	1271	1281	1291	1301

二三三

前 承

横濱	東京	神奈川	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	神奈川	山梨	長野	新潟	東京	神奈川	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	神奈川	山梨	長野	新潟	東京	
横濱	東京	神奈川	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	神奈川	山梨	長野	新潟	東京	神奈川	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	神奈川	山梨	長野	新潟	東京	
裁	判	所	裁	判	所	裁	判	所	裁	判	所	裁	判	所	裁	判	所	裁	判	所	裁	判	所	裁
模	藏	豆	藏	豆	藏	豆	藏	豆	藏	豆	藏	豆	藏	豆	藏	豆	藏	豆	藏	豆	藏	豆	藏	豆
1311	1321	1331	1341	1351	1361	1371	1381	1391	1401	1411	1421	1431	1441	1451	1461	1471	1481	1491	1501	1511	1521	1531	1541	1551

二五二

本 備

函	青	秋	盛	山	外	福	仙	那	寄	鹿	嶺	嶺
館	森	田	岡	形	島	島	臺	壱	崎	嶺	嶺	嶺
後石	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
志	興	中	後	興	前	中	後	前	城	代	城	前
振	中	後	興	前	中	後	前	城	代	城	前	球
志	興	中	後	興	前	中	後	前	城	代	城	前
島	興	中	後	興	前	中	後	前	城	代	城	前
...

三三三

前 承

熊	大	大	福	佐	長	味	松	高	松	高	山	山	廣	裁	地
本	分	半	南	賀	崎	崎	山	山	山	山	山	山	山	判	方
肥	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	所	兼
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	後	國	兼
...

被	男	女	計
住	所	區	別
罪
名
計

三六一

承

後石	膳後	渡	陸	陸	羽	陸	陸	羽	形	岩	磐	陸	琉	不	大	日	薩				
志	振	志	島	興	中	後	興	前	中	後	前	城	代	城	前	球	向	詳	隅	向	摩
104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104

前承

熊	大	福	佐	長	味	松	高	松	淇	山	孫	廣	裁	地						
本	分	網	賀	崎	山	山	汪	汪	石	出	長	周	所	方						
肥	豐	豐	鏡	鏡	肥	對	壹	肥	伊	隱	石	出	國	美						
後	前	後	前	後	前	前	馬	岐	前	豫	岐	見	雲	閣	防	後	藝	名	罪	名
104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104

表八十三第 款三第部二第
分區渡言ルス對ニ名罪ル係ニ判裁席閣ノ罪輕

罪名	前年		本年		計	無罪	管轄	禁錮	罰金	拘留	場治	懲罰	監罰	附加
	件	人員	件	人員										
兇徒ニ附和陪行ス														
官吏ニ抗拒ス														
官吏ヲ殴打刺傷ス														
官吏ヲ侮辱ス														
已決ノ囚徒逃走ス														
未決ノ囚徒逃走ス														
犯罪人ナルコトヲ知テ藏匿シ及隠避ス														
他人ノ罪ヲ免カレシメテ隠蔽ス														
刑罰ニ附セラレタル者其刑則ニ違背ス														
私ニ軍用ノ銃彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス														
銃彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ所持ス														
偽計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス														
郵便ノ送達ヲ妨シ或ハ之ヲ阻止ス														
人ノ看守スル建造物ニ侵入シ或ハ之ヲ損傷ス														
夜間故ナク人ノ住居ニ侵入シ或ハ之ヲ損傷ス														
人ノ看守スル建造物ニ侵入ス														

不	總計	計	人員	無罪	管轄	禁錮	罰金	拘留	場治	懲罰	監罰	附加
	六二	三六	三三	三	七	一	一	一	一	一	一	一

前承	地方	裁判所	名
無韓清語北英臺	根	札	天北
本	室	幌	北
合	不	不	日
衆	不	不	不
籍	籍	籍	籍
威	威	威	威
國	國	國	國
利	利	利	利
灣	灣	灣	灣
詳	詳	詳	詳
島	島	島	島
勝	勝	勝	勝
見	見	見	見
路	路	路	路
室	室	室	室
詳	詳	詳	詳
高	高	高	高
振	振	振	振
見	見	見	見
鹽	鹽	鹽	鹽

罪名	件数		人員		言	渡	區	分	罰	加
	前	本	前	本						
官署ノ處分ニ因リ施行シタル封印ヲ破棄ス	1	1	1	1						
官署ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盜取ス	1	1	1	1						
官署ヲ取受タル後偽造製造ナルコトヲ知テ行使ス	1	1	1	1						
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	1	1	1	1						
私印ヲ偽造シテ行使ス	1	1	1	1						
他人ノ印紙ヲ盗用ス	1	1	1	1						
私署ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	1	1	1	1						
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ケテ行使ス	1	1	1	1						
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス	1	1	1	1						
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1						
被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1						
民事前事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1						
賭博其他ハ方法ヲ以テ人ニ別件ニ偽證及詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サレム	1	1	1	1						
官署ニ對シ偽稱身分姓名年數職業ヲ詐稱ス	1	1	1	1						
官職位階ヲ詐稱シ及官外服務徽章或公内外國ノ勳章ヲ借用ス	1	1	1	1						
公選ノ投票ヲ偽造シ及其數ヲ増減ス	1	1	1	1						
規則ニ背ク選舉票ヲ販賣ス	1	1	1	1						
官署ヲ得ズレテ營業ヲ爲ス	1	1	1	1						
公然褻瀆ノ所行ヲ爲ス	1	1	1	1						
風俗ヲ害スル冊子圖書及其他褻瀆ノ物品ヲ公然陳列シ或ハ販賣ス	1	1	1	1						
賭博ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結ス	1	1	1	1						
財物ヲ贈レ現ニ得英ヲ爲レ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	1	1	1	1						
財物ヲ贈集レ信託ヲ以テ利益ヲ僥倖スル業ヲ興行ス	1	1	1	1						
埋葬ノ可キ死屍ヲ曝露ス	1	1	1	1						
墳墓ノ掘掘ヲ指圖及死屍ヲ見ハス	1	1	1	1						
偽計及威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害ス	1	1	1	1						
官吏ノ屬下ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ及賄賂ヲ收受ス	1	1	1	1						
裁判官檢察官警察官吏判事ノ裁判ニ關シ賄賂ヲ收受シ及賄賂ヲ收受ス	1	1	1	1						

罪名	件数		人員		言	渡	區	分	罰	加
	前	本	前	本						
官署ノ處分ニ因リ施行シタル封印ヲ破棄ス	1	1	1	1						
官署ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盜取ス	1	1	1	1						
官署ヲ取受タル後偽造製造ナルコトヲ知テ行使ス	1	1	1	1						
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	1	1	1	1						
私印ヲ偽造シテ行使ス	1	1	1	1						
他人ノ印紙ヲ盗用ス	1	1	1	1						
私署ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	1	1	1	1						
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ケテ行使ス	1	1	1	1						
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス	1	1	1	1						
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1						
被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1						
民事前事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1						
賭博其他ハ方法ヲ以テ人ニ別件ニ偽證及詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サレム	1	1	1	1						
官署ニ對シ偽稱身分姓名年數職業ヲ詐稱ス	1	1	1	1						
官職位階ヲ詐稱シ及官外服務徽章或公内外國ノ勳章ヲ借用ス	1	1	1	1						
公選ノ投票ヲ偽造シ及其數ヲ増減ス	1	1	1	1						
規則ニ背ク選舉票ヲ販賣ス	1	1	1	1						
官署ヲ得ズレテ營業ヲ爲ス	1	1	1	1						
公然褻瀆ノ所行ヲ爲ス	1	1	1	1						
風俗ヲ害スル冊子圖書及其他褻瀆ノ物品ヲ公然陳列シ或ハ販賣ス	1	1	1	1						
賭博ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結ス	1	1	1	1						
財物ヲ贈レ現ニ得英ヲ爲レ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	1	1	1	1						
財物ヲ贈集レ信託ヲ以テ利益ヲ僥倖スル業ヲ興行ス	1	1	1	1						
埋葬ノ可キ死屍ヲ曝露ス	1	1	1	1						
墳墓ノ掘掘ヲ指圖及死屍ヲ見ハス	1	1	1	1						
偽計及威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害ス	1	1	1	1						
官吏ノ屬下ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ及賄賂ヲ收受ス	1	1	1	1						
裁判官檢察官警察官吏判事ノ裁判ニ關シ賄賂ヲ收受シ及賄賂ヲ收受ス	1	1	1	1						

前承

罪名

大ヲ毆打倒傷ノ因テ痠疾ニ致ス... 毆打ノ因テ人ヲ毆打倒傷ス... 過失ニ因テ人ヲ倒傷ス...

Table with columns for '前年' (Previous Year), '本年' (Current Year), '計' (Total), '人員' (Personnel), '言' (Statement), '罰金' (Fine), '拘留' (Detention), '懲罰' (Punishment), '附加' (Additional).

Main data table with multiple columns for various categories and counts. Includes headers for '前年', '本年', '計', '人員', '言', '罰金', '拘留', '懲罰', '附加'.

1175

前承

諸規則違犯	前年		本年		計	無罪	免管	徒刑	懲役	禁錮	罰金	拘留	場治	懲戒	附	加
	件	數	件	數												
清涼飲料水等取締規則	1	1	1	1	2											
牛乳等取締規則	1	1	1	1	2											
水雷等取締規則	1	1	1	1	2											
有害性着色料取締規則	1	1	1	1	2											
人口甘味等取締規則	1	1	1	1	2											
飲食物用器具取締規則	1	1	1	1	2											
基地及埋葬取締規則	1	1	1	1	2											
海港檢疫法	1	1	1	1	2											
船舶法	1	1	1	1	2											
船舶職員法	1	1	1	1	2											
船舶檢查法	1	1	1	1	2											
船舶規則	1	1	1	1	2											
船舶信號器及救命具取締規則	1	1	1	1	2											

前承

諸規則違犯	前年		本年		計	無罪	免管	徒刑	懲役	禁錮	罰金	拘留	場治	懲戒	附	加
	件	數	件	數												
海難其他去事實出件	1	1	1	1	2											
水難救護法	1	1	1	1	2											
海技免狀取扱規則	1	1	1	1	2											
水先法	1	1	1	1	2											
流毒品取締規則	1	1	1	1	2											
農工銀行條例	1	1	1	1	2											
貯蓄銀行條例	1	1	1	1	2											
取所法	1	1	1	1	2											
商標法	1	1	1	1	2											
特許法	1	1	1	1	2											
意匠法	1	1	1	1	2											
廢棄取締法	1	1	1	1	2											
古物商取締法	1	1	1	1	2											
鑛業條例	1	1	1	1	2											
砂鐵採取法	1	1	1	1	2											
茶葉組合法	1	1	1	1	2											
踏鐵工免許規則	1	1	1	1	2											
重要物准同條組合法	1	1	1	1	2											
郵便切手取下規則	1	1	1	1	2											

前 承

諸規則違犯	件		數	人員		言	渡	區	分	罰	拘	料	治	懲	消	附	加
	前年	本年		前年	本年												
先河縣令 寄留届出ノ規定ニ違背ス	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
議會並議員保護	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
衆議院議員選舉法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
府縣會議員選舉規則	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
市町村會議員選舉規則	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
清職法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
應田切開切添地處分	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ク	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
移民保護法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
馬匹調査及檢査施行規則	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
種牡馬檢査法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
害虫驅除預防法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
通貨及證券換取取締法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

三〇二

本 冊

諸規則違犯	件		數	人員		言	渡	區	分	罰	拘	料	治	懲	消	附	加
	前年	本年		前年	本年												
河川法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
外國紙券規則	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
精神病者看護法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
未成年者喫煙禁止法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
開港々則	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
電氣事業取締規則	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
國稅徵收法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
鑛業取締規則	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
私立學校令	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
漁業法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
肥料取締法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
陸地測量標條例	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
古社寺保存法	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
娼妓取締規則	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
娼寮浴場ノ風紀取締ノ規定ニ違背ス	1	1	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

三〇三

表一十四第款四第部二第
分區渡言ルス對ニ廳各

廳名	各區															合計									
	八日市場區	北條區	木更津區	一宮本郷區	松戸區	千代田區	八日市場支部	本更津支部	地方區	小田原區	横濱區	横須賀區	地味區	父島區	東大島區		東京區	王子支部	八日市場支部						
前年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
本年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
言渡區分	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
懲罰	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
拘留	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
附加	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

三〇五

前承

諸規則違反	合計												人員	言渡區分	懲罰	拘留	附加														
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女																			
宿泊人及投宿ノ成規ノ期限内ニ屆ケス處僞ノ届ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地方長官ノ許可ヲ受ケズテ神社寺院佛堂ノ觀覽料ヲ徴收シ又ハ寄附金ヲ募集ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
森林法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地方長官及警視總監ノ發スル命令ニ違背ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
言渡區分	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
懲罰	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
拘留	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
附加	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(備考) 森林法違反ニシテ重禁錮二年以上ノ内重禁錮罰金併科ニ係ルモノノ男二千三百三十四人女十人重禁錮併科ノモノノ男五十三人女三人又拘留ノ内
拘留料併科ニ係ルモノノ男一人ヲ包含セリ

三〇四

前承

前承												廳		件	數	人	言	渡	區	分	加													
岩	生	福	大	庄	伊	飯	松	飯	長	庄	飯	甲	谷									地	年	前	男	前	無	無	金	罰	地	治	懸	消
村	田	島	野	野	那	山	本	支	野	支	支	府	村	支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		

前承												廳		件	數	人	言	渡	區	分	加														
福	官	園	伏	京	官	地	相	高	六	柏	長	新	三									新	相	高	長	新	地	年	前	男	前	無	無	金	罰
知	津	部	見	都	津	支	川	魚	日	崎	岡	發	條	支	川	支	支	支	支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

前

富山		金澤		福井		大津		岡山	
富山支	高岡支	七尾支	小松支	小坂支	敦賀支	武生支	福井支	彦根支	大津支
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

三三三

前承

神戶		奈良		大阪		廳	
後藤	豐島	龍野	姫路	洲本	地條	五條	奈良
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75			

前 承																					
廳																					
件																					
數																					
人 員																					
言 渡 區 分																					
懲 罰 附 加																					
計																					
武雄區	唐津區	伊萬里區	地交區	久留米支區	小倉支區	福岡區	飯塚區	久留米區	柳河區	小倉區	行倉區	地事區	中津支區	大分支區	佐伯區	竹田區	中津區	玉津區	豆田區	地交區	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三六

前 承																						
廳																						
件																						
數																						
人 員																						
言 渡 區 分																						
懲 罰 附 加																						
計																						
松山區	天條區	宇和島區	今治區	以上廣島縣新防管內合計	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部	新地部
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三六

前 承

廳名		香森		以上官城控新院内ノ合部		秋田		秋田		秋田		秋田	
廳名		香森		以上官城控新院内ノ合部		秋田		秋田		秋田		秋田	
磐井	水澤	大地	大曲	大曲	大曲	大曲	大曲	大曲	大曲	大曲	大曲	大曲	大曲
...

廳名		山形		山形		山形		山形		山形		山形	
廳名		山形		山形		山形		山形		山形		山形	
白河	平野	若松	地松	米澤	鶴岡	山形	新庄	米澤	長井	酒田	鶴岡	地松	磐井
...

三三三

三三〇

件數 人員 言渡區分 懲罰 附加

前年 本年 計 無罪 免管 懲罰 拘留 附加

前承

諸規則違犯	前年		本年		計	前年		本年		計	無罪	免管	輕懲	有期	禁錮	罰金	拘留	罰料	却減	監視	附設	加計			
	年	件	年	件		年	件	年	件																
古物前取銷法																									
鐵器條例																									
茶葉組合規則																									
鋼鐵工免許規則																									
重要物產同業組合法																									
郵便切手賣下規則																									
出版法																									
著作權法																									
新聞紙條例																									
徵兵令																									
徵兵事務條例																									
陸軍服役條例																									
陸軍召集條例																									
海軍召集條例																									

三三六

前承

諸規則違犯	前年		本年		計	前年		本年		計	無罪	免管	輕懲	有期	禁錮	罰金	拘留	罰料	却減	監視	附設	加計				
	年	件	年	件		年	件	年	件																	
軍港要港規則																										
軍機保護法																										
要塞地帶法																										
治安警察法																										
鐵道取締罰則																										
鐵道取締罰則																										
鐵道火災罰則																										
荷鐵法																										
度量衡法																										
遺失物法																										
當籤處分法																										
預戒令																										
警備檢查法																										
戶籍法																										
寄留出人規定二違背																										
衆議院議員選舉罰則																										

三三七

前 承

諸規則違反	前年		計	前年		計	無罪	免管轄	有期懲役	輕禁錮	重禁錮	罰金	拘留料	並罰	附加
	年	年		年	年										
評議員選舉罰則	1	1	2	1	1	2									
商會會議所議員選舉罰則	1	1	2	1	1	2									
隱田切開切添地處分	1	1	2	1	1	2									
官有地侵襲	1	1	2	1	1	2									
商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ク	1	1	2	1	1	2									
移民保護法	1	1	2	1	1	2									
馬匹調査及検査施行規則	1	1	2	1	1	2									
種牡馬検査法	1	1	2	1	1	2									
害虫駆除預防法	1	1	2	1	1	2									
通伊及證券取扱取締法	1	1	2	1	1	2									
河川法	1	1	2	1	1	2									
外國紙券規則	1	1	2	1	1	2									
精神病者看護法	1	1	2	1	1	2									
未成年者喫煙禁止法	1	1	2	1	1	2									

諸規則違反	前年		計	前年		計	無罪	免管轄	有期懲役	輕禁錮	重禁錮	罰金	拘留料	並罰	附加
	年	年		年	年										
開港々則	1	1	2	1	1	2									
國稅徵收法	1	1	2	1	1	2									
鐵道警察規則	1	1	2	1	1	2									
漁業法	1	1	2	1	1	2									
肥料取締法	1	1	2	1	1	2									
堀取取締規則	1	1	2	1	1	2									
常業市場ノ風紀取締ノ規定ニ違背ス	1	1	2	1	1	2									
宿泊人ノ投宿ヲ成規ノ期限内ニ屆ケス底鷹ノ届ヲ爲ス	1	1	2	1	1	2									
客船類似其他取締ノ規定ニ違背ス	1	1	2	1	1	2									
地方長官及警視總監ノ發スル命令ニ違背ス	1	1	2	1	1	2									
森林法	1	1	2	1	1	2									
合計	10	10	20	10	10	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10
男總計	5	5	10	5	5	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5
女總計	5	5	10	5	5	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(備考) 森林法違反ニシテ重禁錮十一日以上ノ内重禁錮罰金併科ニ係ルモノ男二百七十三人女五人重禁錮鋼料ノモノ男三人女一人ヲ包含セリ

表三十四第款四第部二第
分區渡言ルス對二廳各

浦和		宇都宮					水戸					地方								
幸手	越谷	浦和	地佐	栃野	大田	真岡	宇都宮	水支	地佐	下妻	龍ヶ崎	麻生	土浦	太田	水戸	下妻	王浦	地佐	地方	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

三三三

千葉															横濱			東京			廳名									
北條	木更津	一宮	松戸	千葉	八日市場	地佐	横濱	横濱	地佐	八王子	八王子	新島	東京	八王子	地佐	年	前	本	計	件	罰	金	留	却	視	金	收	計		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

三三〇

前 承

		長野											取府							
		長岡	地	岩村	上田	福島	大町	上伊那	飯田	松本	飯山	長野	上田	飯田	松本	谷	甲府	地	郡	原
		支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
		部	方	區	區	區	區	區	區	區	區	區	部	部	區	區	區	方	區	區
年	前	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
年	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
上級有受領各條																				
男		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
無罪		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
免訴		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
管轄		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有期		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
輕懲		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重懲		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
禁錮		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
罰金		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
拘留		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
科		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
並罰		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
附加		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

		前橋																	
		下沼	掛川	濱松	藤岡	靜岡	沼津	濱松	地	太田	富岡	高崎	沼田	前橋	高崎	地	大宮	熊谷	川越
		支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
		區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
年	前	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
年	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
上級有受領各條																			
男		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
無罪		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
免訴		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
管轄		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有期		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
輕懲		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重懲		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
禁錮		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
罰金		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
拘留		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
科		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
並罰		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
附加		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

三三三

三三三

前

岡山		大津		神戸			奈良		大阪												
玉島	高梁	津山	岡山	津山	地支	篠山	豊野	龍野	姫路	神戶	篠山	豊野	龍野	姫路	五條	奈良	五條	地支	大津	大阪	
區	區	區	區	部	方	區	區	區	區	部	部	部	部	部	方	區	區	部	方	區	區
...

三三五

前承

以上東京											新潟		廳							
福知	宮津	園部	伏見	京都	地本	相川	桑魚	高田	六甲	丹波	長岡	村上	新發	三條	新湊	山田	名張	支那	支那	支那
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
...

三三四

承 前

地区	高松	丸亀	坂田	高知	須崎	安藝	高知	中村	地	川島	徳島	新徳島	田邊	和歌山	和歌山	地	松本
人数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
...

三三六

承 前

地区	富山	石川	福井	金澤	小松	津	大津	彦根	大津	彦根	地
人数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
...

三三六